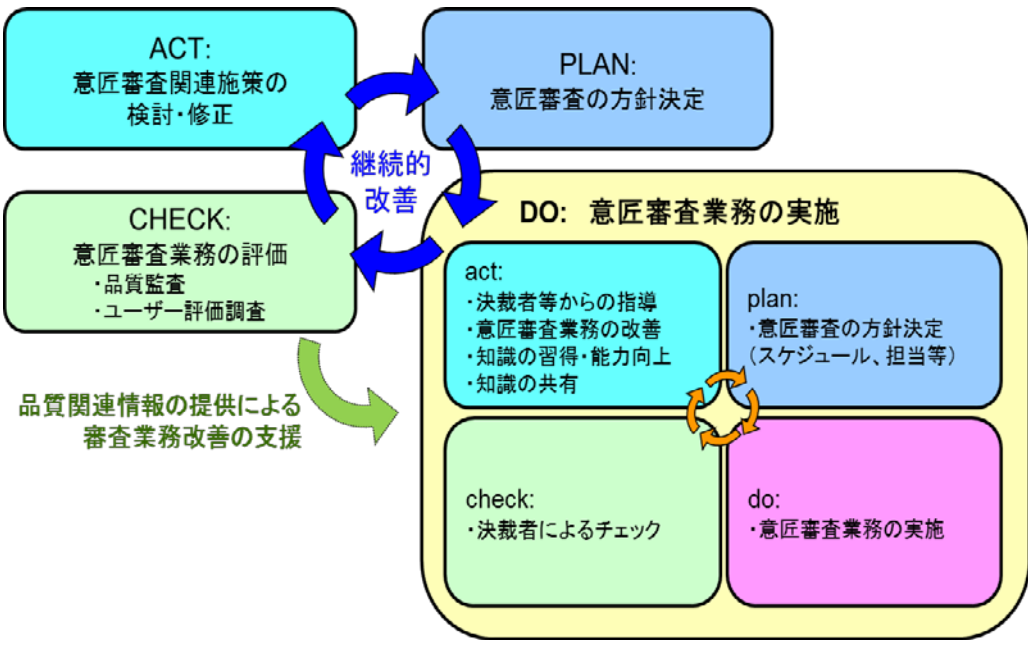


評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル - 品質ポリシーの策定・公表（2014年3月） - 品質マニュアルの策定・公表（2014年7月）、改訂（2016年7月）
	B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 「意匠審査基準」（審査の基本的な考え方を示す文書） 「意匠審査便覧」（審査業務にあたり必要となる事項等を示した文書） 「面接ガイドライン」（面接・電話対応の具体的な手順を示す文書） <u>意匠審査基準については、令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のため、</u> <u>1. 建築物の意匠の保護対象化</u> <u>2. 内装の意匠の保護対象化</u> <u>3. 画像意匠の保護対象化</u> <u>4. 関連意匠制度の拡充</u> <u>5. 創作非容易性水準の明確化</u> <u>6. 物品区分の扱いの見直し</u> <u>7. 組物の意匠の保護対象等の拡充</u> <u>を中心に以下項目について改訂を行い2020年3月に公開した。</u> <u>また、英語の概要資料を同年4月に公開した。英訳版は2021年の春公開予定。</u> <u>第Ⅰ部 「審査総論」</u> <u>第Ⅱ部 「意匠の認定・意匠ごとの出願」</u> <u>第Ⅲ部 「意匠登録の要件」</u> <u>第Ⅳ部 「個別の意匠登録出願」</u> <u>第Ⅴ部 「関連意匠」</u> <u>第Ⅶ部 「パリ条約による優先権」</u> C) 意匠分類関連 <u>・改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、日本意匠分類（令和2年4月1日施行版）を公表。</u> - 日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（<u>2020年4,5月更新</u>） - 国際意匠分類（ロカルノ分類）と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）の作成及び公開 - 国際意匠分類（ロカルノ分類）の仮訳作成及び公開

実績又は現況	D) 文書の管理 ・「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、イントラネットを含め適切に管理している。
	E) 文書の一覧表の作成 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較が出来る形で作成し、特許庁ウェブサイトで公開している。
	F) 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知 1. 2019年5月に公布された改正意匠法について、以下のとおり周知を行った。 ・巡回特許庁 <u>(全国9都市、全9回、2020年9月～2021年2月)</u> ・団体及び企業向け個別説明 <u>団体5回、企業5社、大学2校3回、寄稿2件)</u> ・改正意匠法説明用パンフレット <u>(7月に2段階目施行日の追記修正)</u> の発行及び配布 (約2,700部)、特許庁ウェブサイトへの掲載 ・「新たな関連意匠制度の施行に伴う意匠登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する暫定運用について」の周知 (特許庁ウェブサイトへの掲載) ・「改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況」の周知 (特許庁ウェブサイトへの掲載) ・INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat「意匠登録制度の概要」のスライド改訂 2. 意匠法改正に伴う意匠審査基準改訂について、以下のとおり周知を行った。 ・ <u>2020年3月改訂意匠審査基準を特許庁ウェブサイトで公開。(英語概要版は同年4月に公開。英訳版は2021年春に公開予定。)</u> ・団体向け個別説明会 <u>(2020年9月、10月、12月)</u> 、日中意匠制度シンポジウム講演 (2020年11月)、全てオンラインにより開催した。 ・実務者向け説明会 (2021年1月以降、INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat により開催予定) <u>3. 令和元年意匠法改正特設サイトの開設</u> ・ <u>2020年7月に、特許庁ウェブサイトにおいて、「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設し、意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する各種情報へのアクセスを容易にした。</u>

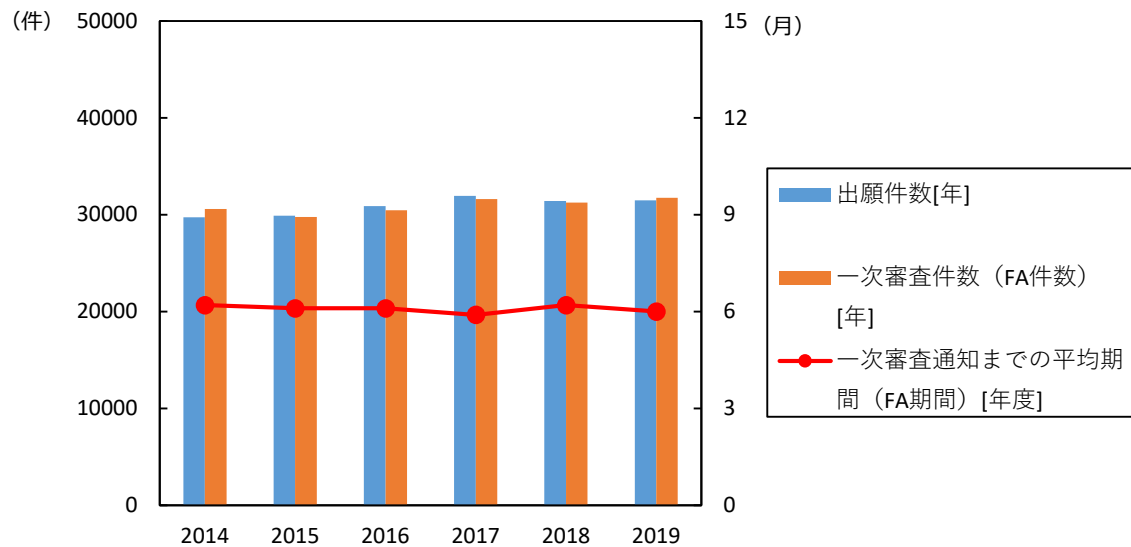
資料の 所在	○品質ポリシー（上記A関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（上記A関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○意匠審査基準（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査便覧（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoin_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyoin.html
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
	○意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html
	○日本意匠分類関連情報（上記C関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyoin_bunrui/index.html
	○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表 https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	A) 審査の進め方 意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きを「意匠審査基準」において定めている。 B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。  意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図
資料の所在	○意匠審査基準（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html ○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html ○品質マニュアル（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/document/isho_manual/manual.pdf

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。
実績又は現況	(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況) A) 品質ポリシー ・「品質ポリシー」の公表(2014年8月)及び配布(2014年9月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年10月以降)
	B) 品質マニュアル ・「品質マニュアル」の公表(2014年12月)及び改訂(2016年7月) ・「品質マニュアル」英語版の公開(2016年7月)
	C) 企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等について紹介する内容を設け、説明を行っている。 ・2020年度実績:4件(2020年12月末時点) (2019年度実績16件)
	(職員に対する周知状況) D) 庁内のイントラネット等における周知 庁内イントラネットにおいて以下の文書を意匠審査部全体に周知している。 ・品質ポリシー ・品質マニュアル ・令和2年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書 特に、ユーザー評価調査の結果を受けて、今後取り組むべき点(判断の均質性及び拒絶理由通知書の記載)について周知している。
	E) 研修等における周知 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。 2020年度実績 ・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講) 2020年5月7日 5名受講 ・品質管理官向け説明会 2020年6月15・16日 8名受講 ・審査官コース研修(審査官補対象) 2020年10月8日 5名受講 ・審査系マネジメント能力研修 2020年11月13日 2名受講 ・応用能力研修2 2020年11月20日 3名受講 ・品質管理研修(異動者対象) 2020年5月7日 1名受講
	F) 職員の理解状況の把握 ・審査官補コース研修、審査官コース研修については、各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。 ・応用能力研修及び審査官コース研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認する検証を実施した。

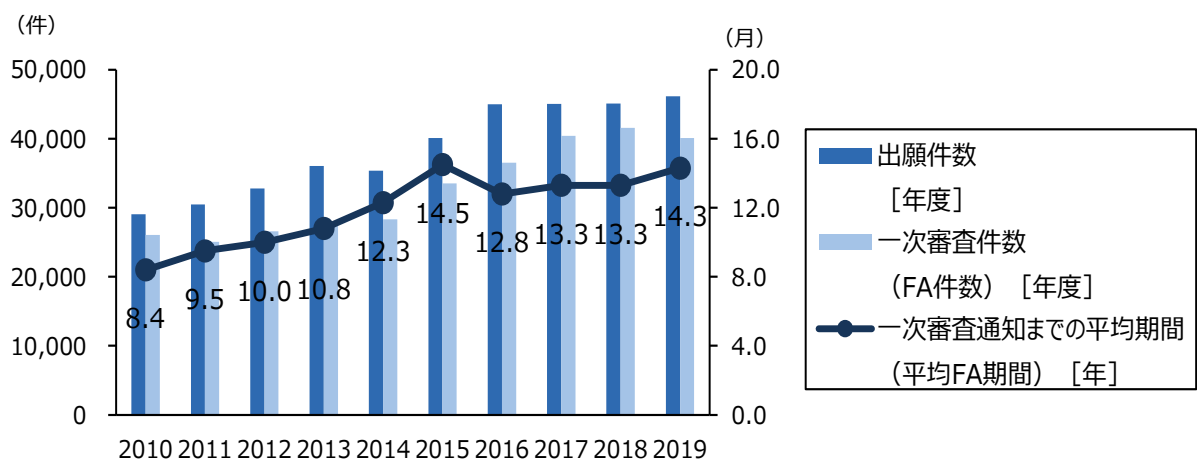
資料の 所在	○品質ポリシーパンフレット（上記A，B，C関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/policy.html
	○品質ポリシー（英語）（上記A関連） https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（英語）（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（上記B関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか																																
	(2) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか																																
	④ 審査実施体制																																
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。																																
実績又は現況	(意匠審査部門の組織体制・人員配置) A) 意匠審査部門の組織体制、審査官の人員配置 意匠審査部門は、<u>令和元年意匠法改正の施行に伴い、審査体制を強化した。今年度4月から、定員2名増</u>の合計50名の審査官により国内案件に加えてハーフ出願の審査も行っている (<u>2020年度も2019年度に引き続き意匠審査官を新たに2名採用</u>)。3つの審査室には管理職が9名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。																																
	B) 審査の効率化と海外庁との比較 審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査の効率化を図ってきた。この結果、審査官1人当たりの一次審査件数 (FA 件数)で見ると、米国特許商標庁 (USPTO) と比較し、約 2.3 倍 (2019 年の出願件数を審査官数で割った参考値)の審査量を行っている上に、F A 期間も USPTO (14.3 月) の半分以下 (6.0 月) の期間で行われている。 <table><thead><tr><th>年</th><th>日本 (JPO)</th><th>米国 (USPTO)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1982</td><td>59</td><td></td></tr><tr><td>2011</td><td>52</td><td>95</td></tr><tr><td>2012</td><td>51</td><td>104</td></tr><tr><td>2013</td><td>51</td><td>123</td></tr><tr><td>2014</td><td>49</td><td>145</td></tr><tr><td>2015</td><td>48</td><td>184</td></tr><tr><td>2016</td><td>48</td><td>189</td></tr><tr><td>2017</td><td>48</td><td>183</td></tr><tr><td>2018</td><td>48</td><td>176</td></tr><tr><td>2019</td><td>50</td><td>169</td></tr></tbody></table> 【図1】 J P O と USPTO との審査官数比較 (特許庁年次報告書、USPTO の年次報告書 (2011～2015 年の値)、ID5「Statistics Items concerning design field for Information Exchange among the five offices of ID5」 (2016～2019 年の値) より作成)	年	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	1982	59		2011	52	95	2012	51	104	2013	51	123	2014	49	145	2015	48	184	2016	48	189	2017	48	183	2018	48	176	2019	50
年	日本 (JPO)	米国 (USPTO)																															
1982	59																																
2011	52	95																															
2012	51	104																															
2013	51	123																															
2014	49	145																															
2015	48	184																															
2016	48	189																															
2017	48	183																															
2018	48	176																															
2019	50	169																															



【図2】 J P O の出願件数、FA 件数及び FA 期間（年平均）
（特許庁年次報告書より作成）

実績又は現況



【図3】 USPTO の出願件数、FA 件数及び FA 期間（年平均）

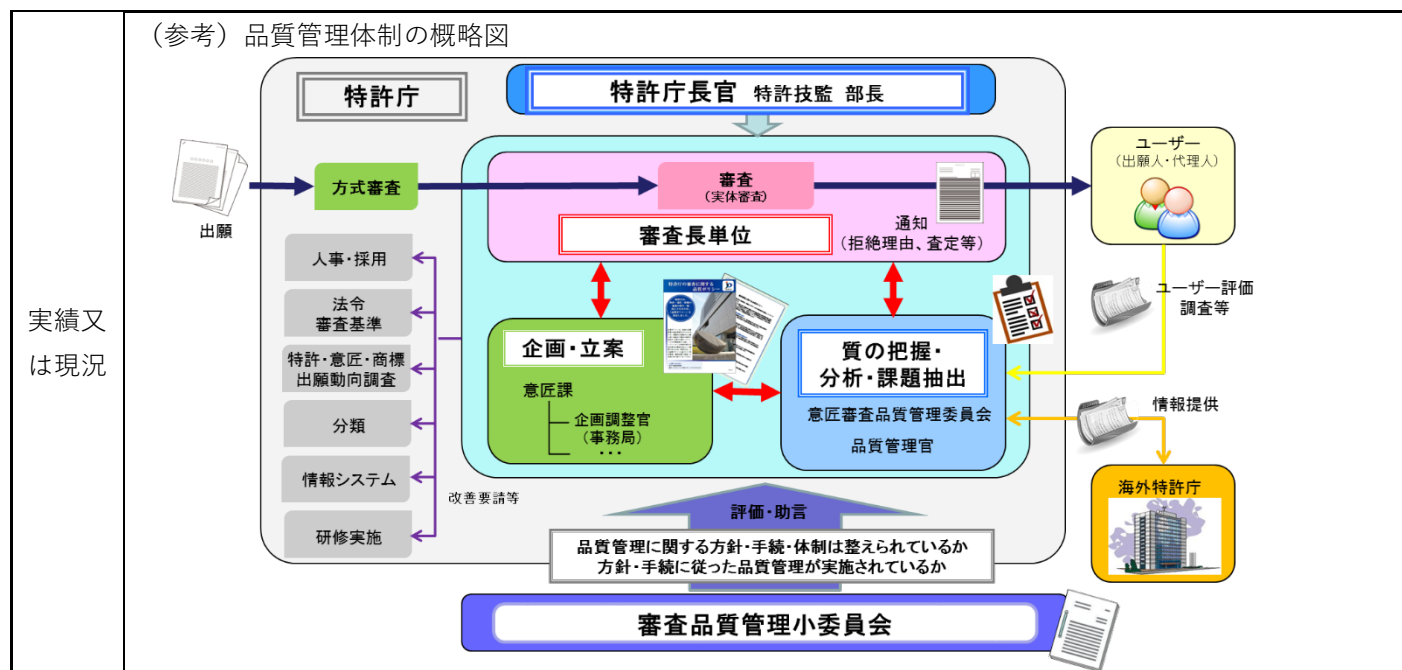
（TM5「Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the four offices of TM5」（2010～2013年の値）、USPTO「Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the five offices of ID5」（2016～2019年の値）、USPTOの年次報告書「Performance and Accountability Report Fiscal Year」より作成）

C) 改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況

新たな保護対象についての意匠登録出願件数（2020年12月末時点）

画像 685 件、建築物 294 件、内装 172 件

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については特許庁長官が、事務のうち技術に関しては特許技監及び審査第一部長が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査長単位 審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う意匠課 品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、品質管理の企画・立案を行う者を3名（通常の審査業務と兼任）設け、以下の業務を行っている。 ・ 審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案 ・ 品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・ 品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）
	D) 審査の質の分析・評価を行う意匠審査品質管理委員会・品質管理官 意匠審査品質管理委員会は、3審査室の審査長、審査監理官及び上席総括審査官の合計6名（うち1名は委員長）の委員と事務局によって以下を行っている。 ・ 品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析及び評価 ・ 上記分析及び評価により明確化された課題の報告 ・ 品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・ 意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言
	<u>・ 品質監査を行う分析官の人員は、国内の出願の監査を担当する者を3名（管理職経験者）、ハーグ出願の監査を担当する者を2名とし、画像出願の監査（試行）を担当する者を1名追加して構成している。</u>



評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 決裁 ・決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。 ・起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行っている。 ・監査において分析官から指摘のあった点については都度決裁者に確認を行うことで、品質管理に関する高い意識付けを行っている。 ・新任の管理職を対象として、決裁時に留意すべきポイントについて管理職間での情報共有を図っている。（評価項目③のEを参照）。
	B) 審査官と決裁者間の協議（案件協議） 下記の条件に係る案件に対し、決裁者と案件協議を行うことで審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）を向上させる取組を行っている。 <u>2020年度：31件（2020年12月末時点）</u> （2019年度実績 42件） ・ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる向で処理を検討している案件 ・手続き上の問題低減観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件 ・中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件 ・模倣品対策のため早期審査対象案件 なお、ハーグ出願については全件案件協議対象としている。 <u>2020年度:2283件（2020年12月末時点）</u> （2019年度実績 2049件）
	C) ハーグ出願への対応 ・起案書の形式的な瑕疵が起らないように、ハーグ出願の起案文書に対しては決裁者と形式的事項の確認部署において全件のチェックを行っている。 ・ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を用いて、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。 ・ハーグ出願に対する拒絶通報等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーション（以下、ハーグアーカイブ）を作成し、審査室で利用している。これにより起案情報を日本意匠分類や通知の種別、起案の文言（日本語及び英語）によって検索可能としている。

実績又は現況	D) 専門知識（意匠動向・ビジネス動向）の把握、知識の共有 ・審査官は、出願人企業との意見交換会等を活用して、審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する最新の知識や動向を把握した。 ・審査官は、審査担当物品関連の展示会、学会、シンポジウム、セミナー等を訪問し <u>（実績件数：6件10名、オンライン展示会を含む。2020年12月末時点）</u>、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めた。 ・異動等で新しい担当分野を持った審査官は、企業との意見交換会や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やした。 ・2002年度から意匠出願動向調査を継続して行っており、<u>2020年度は全ての意匠分野を対象とした意匠出願動向調査を行っている。</u> ・日本意匠分類ごとの分類定義カードの作成・管理、出願案件ごとのサーチ及び審査に関する記録を随時作成して、他の審査官と共有できる情報の充実を行うと同時に、ハーグ出願ではハーグアーカイブによって分野ごとの起案情報の蓄積・共有化を図っている。								
	E) 業績目標と審査官の評価 各審査官は、所属する審査長単位（各審査室）の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックする。								
	F) 面接・電話対応 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 <u>2020年度は、対面型の面接審査を実施しにくい環境下において、テレビ面接を積極的に活用している。また、社会全体としてテレワークが浸透していることを受け、面接ガイドライン【意匠審査編】の改訂を行って、オンライン面接の拡充や電子メールによる補正案の受け付けが可能となるようにした。</u> <u>2020年度実績（2020年12月末時点）</u> <table><tr><td>①面接審査（②、③を除く）</td><td><u>13件（2019年度合計実績：230件）</u></td></tr><tr><td>②出張面接審査</td><td><u>0件（2019年度合計実績：86件）</u></td></tr><tr><td>③オンライン面接審査</td><td><u>71件（2019年度合計実績：1件）</u></td></tr><tr><td>④対応記録（電話対応等）</td><td><u>1537件（2019年度合計実績：2436件）</u></td></tr></table> 2020年度「特許庁が達成すべき目標」 ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を70%以上」とする。<u>（2020年度に実施したユーザー評価調査は72.7%）</u> ・巡回特許庁や各種セミナー等の機会などで、積極的に出張面接やテレビ面接の利用を促した。	①面接審査（②、③を除く）	<u>13件（2019年度合計実績：230件）</u>	②出張面接審査	<u>0件（2019年度合計実績：86件）</u>	③オンライン面接審査	<u>71件（2019年度合計実績：1件）</u>	④対応記録（電話対応等）	<u>1537件（2019年度合計実績：2436件）</u>
	①面接審査（②、③を除く）	<u>13件（2019年度合計実績：230件）</u>							
	②出張面接審査	<u>0件（2019年度合計実績：86件）</u>							
③オンライン面接審査	<u>71件（2019年度合計実績：1件）</u>								
④対応記録（電話対応等）	<u>1537件（2019年度合計実績：2436件）</u>								
G) 品質関連情報の収集・提供 以下の品質関連情報を活用し、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。 1. 審査に関する統計データ 審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして <u>2020年度も毎月提供している（データの閲覧は、本人と管理職のみ可）。</u> 2. 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献等、審判結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、<u>2020年度も毎月更新して意匠審査部門に提供している。</u>									

実績又は現況	H) 審査関連文書の整備・改訂 <u>意匠審査基準については、令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のため、</u> <u>1. 建築物の意匠の保護対象化</u> <u>2. 内装の意匠の保護対象化</u> <u>3. 画像意匠の保護対象化</u> <u>4. 関連意匠制度の拡充</u> <u>5. 創作非容易性水準の明確化</u> <u>6. 物品区分の扱いの見直し</u> <u>7. 組物の意匠の保護対象等の拡充</u> <u>を中心に以下項目について改訂を行い2020年3月に公開した。</u> <u>また、英語の概要資料を同年4月に公開した。英訳版は2021年の春公開予定。</u> <u>第Ⅰ部 「審査総論」</u> <u>第Ⅱ部 「意匠の認定・意匠ごとの出願」</u> <u>第Ⅲ部 「意匠登録の要件」</u> <u>第Ⅳ部 「個別の意匠登録出願」</u> <u>第Ⅴ部 「関連意匠」</u> <u>第Ⅶ部 「パリ条約による優先権」</u> <u>・ 庁内向けの改訂意匠審査基準説明会を実施し、審査官に対して意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知を行った。また、e-ラーニング等の学習コンテンツの提供を行った。</u> <u>・ 建築物、内装意匠及び画像意匠における保護拡充された分野のデザインに関する基礎知識の習得のための研修・勉強会等を実施した。</u> <u>・ 意匠法改正及び意匠審査基準改訂に対応した起案チェックシートを作成した。</u> I) 能力向上のための研修の実施 審査官全員の知識（最新の技術やデザイン動向の把握等）及び能力（起案文書作成能力等）の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。 <u>2020年度実績</u> ・ 技術研修（2020年度実施予定） ・ コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES） <u>2021年1月11日-14日 オンライン開催への参加者7名</u> <u>・ ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2020年度は11月から12月にかけて、5名の審査官が研修を受講。</u>
--------	--

実績又は現況	J) 分類関連 ・改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、<u>2020年4月に公表した。</u> ・<u>日本意匠分類ごとの定義の作成及び公開（2020年4,5月更新）</u> ・<u>法改正に対応した画像デザイン関連出願の審査を的確に行うための、画像デザインを対象とした公知資料収集、及び既に蓄積されている画像関連資料（外国公報(3.7万件)と公知資料(18万件)）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与を行った。（2020年度未完了予定）</u> ・意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理 ・的確なサーチを行うこと、また、ロカルノ協定上の義務を果たすことを目的として、出願意匠に対して日本意匠分類に加えてロカルノ分類の付与、メンテナンスを行っている。また、日本意匠分類とロカルノ分類の対照表、ロカルノ分類物品リストの日本語訳、WIPOにおける国際登録を検索するための手順書を作成し、必要に応じて適宜修正している。
	K) 意匠法改正に対応したシステム改修改正意匠法施行（2020年4月1日）後も意匠審査を適切に実施できるよう、意匠審査システムの改修を行った。（関連意匠制度が拡充されることから、基礎意匠の出願日基準日から10年以内の出願であれば関連意匠として登録査定を起案可能とする対応等）。<u>引き続き2021年4月施行の改正項目（複数意匠を一括で出願できるようにする対応、手続の救済規定に関する対応等）に対応した意匠審査システムの改修を行っている。</u>
	L) 意匠法改正に対応した資料施策 ・意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行った。 ・特に、建築物・内装意匠については、過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う他、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、新たに建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行った。 ・画像意匠については既に2013年度から資料収集を行っているが、2019年度より投影画像やクラウド上に表示される画像の追加収集を開始し、<u>今年度も引き続き収集を行った。</u>これらの資料は、2021年3月末までにサーチシステムへの蓄積する予定。
	M) 国際的取組 ・意匠五庁（ID5）の協力枠組における品質管理に関する協力プロジェクトを通じ、各庁の取組の情報収集を進めるとともに、我が国特許庁の品質管理の取組について発信し、比較研究を行っている。 ・外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 <u>中国（11月末実施）</u>
	N) 審査のための資料、ツール等の審査官への提供 <u>国内出願の拒絶理由通知等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーション（拒絶理由通知等起案文検索アプリ）を作成し、2020年7月から審査官に提供している。</u> <u>また、テレワーク環境下でも使用できるよう意匠検索支援ツールを開発し、2020年5月から審査官に提供している。</u> O) 意匠法改正に対応した審査のための協議 <u>建築物、内装意匠及び画像意匠における保護拡充された分野の出願の審査判断は、複数の審査官による協議や意匠審査基準室への合議により行った。</u>

資料の 所在	○意匠審査基準（審査の進め方の各論は、「第1部第2章 意匠審査の手順」を参照） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（上記I関連） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き（上記I関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html
	○意匠審査便覧 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証 ・2020年4月に、当該年度に実施すべき取組を示した『令和2年度意匠課業務計画』の中で、意匠課の重点項目の一つとして「意匠審査の品質管理」を遂行する旨を定めた。 ・策定した取組の計画に対しては、半期終了ごとに進捗状況を検証し、レビューを実施している。
	B) 国内案件の品質監査 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第1部第1章（審査の基本方針と審査の流れ）及び第2章（意匠審査の手順）をベースとして検証した。 ・監査対象案件抽出のためのシステムを使用し、審査長決裁後の出願人への発送待ち案件から対象案件を抽出している。 ・同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行っている。 ・事務局は、全審査室の全審査官の起案が品質監査対象となるよう、監査対象案件を抽出している。 ・発送を保留したことによる審査期間の遅延・案件の滞留を防ぐため、1回の監査では監査件数を分析官一人に対して5件程度、監査期間を1週間以内とし、年8回の監査を実施している。 ・ <u>年間の品質監査の件数は2020年10月末までに60件を実施、年度内に約120件の監査を予定。</u> (2019年度実績：160件) ・効果的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討し、分析官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし再起案等の相談、検討を速やかに行っている。 ・ <u>2020年度より、試行として、国内案件のうち物品の一部に画像を含む意匠についても監査対象案件とし、10月末までに3件を実施、年度内に10件の監査を予定。</u>
	C) ハーグ出願の品質監査 2017年度からハーグ出願の品質監査の試行を行っていたが、 <u>2019年度より本格実施を開始した。2020年度は2019年度より分析官数を1名減員して実施を継続している。</u> ・ <u>年間の品質監査の件数は2020年10月末までに12件を実施、年度内に20件の監査を予定。</u> (2019年度実績：32件) ・監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ出願の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目を参考に作成。

実績又は現況	D) ユーザー評価調査 2020年度においても、ユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 2020年度のアンケート送付件数は、<u>国内企業 299 社、外国企業 50 社（2019 年度：国内企業 296 社、外国企業 53 社）</u>。 2020 年 9 月に特許庁ウェブサイトにて「<u>令和 2 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書</u>」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有。 ・<u>2020 年度アンケート回収率：82.8%（2019 年度実績：89.7%）</u>。 ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・<u>回答者の負担軽減のため、オンライン回答方式とし、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしたほか、意匠審査全般の質についての調査のみ実施した。また、特定の出願における意匠審査の質については、特許庁ウェブサイトにおいて、通年、意見を募集することとした。</u> ・個別項目『国際意匠登録出願』は、平成 28 年度以降評価が向上しており、今年度は昨年度と比較して<u>上位評価が向上して 57.1%となった（前年比 7.9 ポイント増）</u>。
	E) ユーザー等との意見交換 ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施。（一部の意見交換においては、企業の経営層との意見交換、情報収集を実施。） ・企業との意見交換 <u>2020 年度実績：5 件（2020 年 12 月末時点）</u> (2019 年度実績 16 件) ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 <u>2020 年度実績：5 回（2020 年 12 月末時点）</u> (2019 年度実績：7 件)
	F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付 電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施（2014 年 11 月～）。 ・外国ユーザーからのニーズ把握のため、特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設け、英語でのご意見も受け付けている。 ・寄せられた意見は適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析し、品質向上のための取組に反映する。
	G) 審判決との判断相違の分析 ・審決関連情報として、処理が確定した審判決と審査の判断相違の統計調査や、審査分野ごとの傾向に関する分析等を整理した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官が担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。<u>（2020 年度：301 件（2020 年 12 月末時点））</u> ・審決の内容について審判部で審理結果連絡票を作成し、審査部に共有を図っている。 ・意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施 <u>（2020 年 9 月開催）</u>。 ・意匠審判部からの審判決報告会の実施 <u>（2020 年度内開催予定）</u>。

資料の 所在	○審査の質の向上のための御意見受付（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html
-----------	---

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。
実績又は現況	A) 分析 意匠審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。 審査手順 審査判断 記載ぶり、等 品質監査（庁内） 目的：各審査室における審査・決裁の状況を把握し、改善すべき点を内部の視点から顕在化すること。 個別案件の要因分析（庁内） 目的：不備が生じる典型的事例を把握し、それらを未然に防ぐこと。 ユーザー評価調査（庁外） 目的：審査全般の質及び個別案件の審査の質について改善すべき点を外部の視点から顕在化すること。 審判決との判断相違の要因分析（庁内） 目的：審査と審判の間で判断が相違した場合の要因を把握すること。 意匠課品質管理官 分析・課題抽出 （特許庁内部での評価に基づく分析） B) 品質管理についての内部レビューを通じた分析 ・毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会（意匠）で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行っている。 ・2020年度も前年度と同様に、半期毎のレビューと庁内委員会を行い、問題点を分析し改善策を検討している。 ・2019年度に行われた審査品質管理小委員会において、委員から受けた評価及び改善案を受けて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。 ・ハーグ出願は2020年度も引き続き、全件に対して案件協議を実施し内容を分析した。

実績又は現況	C) 品質監査を通じた分析 ・ 監査により得られたデータの分析及び監査における指摘事項、案件協議の記録、決裁者の聞き取りに関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、改善策へつなげることができるようにしている。 <u>また、品質監査に関する運用手順等に問題点や改善すべき点がないか適時検討を行う。</u>
	D) 審判関連データの収集・分析 ・ 審判請求に関する情報・審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の情報等を収集し、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決の情報を整理し、意匠審査の現状・改善すべき点が把握できるようにしている。 ・ 審決関連情報として処理が確定した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官の担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている（評価項目⑦再掲）。
	(特許庁外部での評価に基づく分析) E) ユーザー評価調査を通じた分析 ・ 回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。 ・ 改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求めた。 ・ <u>2020年度の回答率は82.8%</u> であり、また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。
	(課題抽出) (「特許庁内部での評価に基づく分析」により抽出された課題) F) ハーグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組 [B) での分析結果] ・ <u>2020年度上期においては、拒絶の通報における英語記載の一部不備と引例閲覧先の付記の採否が課題として抽出された。</u>

実績又は現況	(「特許庁外部での評価に基づく分析」により抽出された課題) G) ユーザー評価調査についての課題 [E) での分析結果] 2020年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果からは、以下の取組を行う必要があるという課題が抽出された。 <u>『判断の均質性』については、従前の取組に加え、令和2年4月1日に施行された改正意匠法が適用される出願についても審査運用ルールの遵守徹底を図るべく、以下の取組を行う。</u> ・ <u>令和元年度、令和2年度の改訂意匠審査基準の遵守</u> ・ <u>改正意匠法に基づく新たな意匠（画像意匠、建築物意匠、内装意匠）の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施</u> <u>『拒絶理由通知等の記載』については、更なる向上を目指して引き続き以下の取組を行う。</u> ・ <u>創作非容易性の判断における証拠の確実な提示や、類否判断の根拠を分かりやすく記載すべきことの審査官への周知</u> ・ <u>拒絶理由通知の決裁及び品質監査における重点確認の実施</u> <u>また、『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に十分留意しつつ、従前と遜色ないコミュニケーションを図ることができるよう、以下の取組を行う。</u> ・ <u>テレビ面接等の手段の活用による、出願人の求めに応じた面接審査の原則全件実施</u> H) 国際的取組についての課題 ・ 引き続き、我が国特許庁における品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に発信していくとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、我が国特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。
--------	---

評価項目名	II. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(①～③の改善状況) <その他品質管理のための具体的な手順を示す文書> <u>意匠審査基準については、令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のため、</u> <u>1. 建築物の意匠の保護対象化</u> <u>2. 内装の意匠の保護対象化</u> <u>3. 画像意匠の保護対象化</u> <u>4. 関連意匠制度の拡充</u> <u>5. 創作非容易性水準の明確化</u> <u>6. 物品区分の扱いの見直し</u> <u>7. 組物の意匠の保護対象等の拡充</u> <u>を中心に以下項目について改訂を行い2020年3月に公開した。</u> <u>また、英語の概要資料を同年4月に公開した。英訳版は2021年の春公開予定。</u> <u>第I部 「審査総論」</u> <u>第II部 「意匠の認定・意匠ごとの出願」</u> <u>第III部 「意匠登録の要件」</u> <u>第IV部 「個別の意匠登録出願」</u> <u>第V部 「関連意匠」</u> <u>第VII部 「パリ条約による優先権」</u> <意匠分類関連> <u>・改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、2020年4月1日施行版を公表。</u>

	<意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知> 1. 2019年5月に公布された改正意匠法について、以下のとおり周知を行った。 ・巡回特許庁 <u>(全国9都市、全9回、2020年9月～2021年2月)</u> ・団体及び企業向け個別説明 <u>団体5回、企業5社、大学2校3回、寄稿2件</u> ・改正意匠法説明用パンフレット <u>(7月に2段階目施行日の追記修正)</u> の発行及び配布、特許庁ウェブサイトへの掲載 ・「新たな関連意匠制度の施行に伴う意匠登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する暫定運用について」の周知（特許庁ウェブサイトへの掲載） ・「改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況」の周知（特許庁ウェブサイトへの掲載） ・INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat「意匠登録制度の概要」のスライド改訂 2. 意匠審査基準改訂について、以下のとおり周知を行った。 ・<u>2020年3月改訂意匠審査基準を特許庁ウェブサイトで公開。（英語概要版は同年4月に公開。英訳版は2021年春に公開予定。）</u> ・<u>団体向け個別説明会（2020年9月、10月、12月）、日中意匠制度シンポジウム講演（2020年11月）、全てオンラインにより開催した。</u> ・<u>実務者向け説明会（2021年1月以降、INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat により開催予定）</u> <u>3. 令和元年意匠法改正特設サイトの開設</u> ・<u>2020年7月に、特許庁ウェブサイトにおいて、「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設し、意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する各種情報へのアクセスを容易にした。</u>												
実績又は現況	<品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況> 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。 ・<u>2020年度実績：4件（2020年12月末時点）</u>（2019年度実績16件） <職員に対する周知状況> 庁内のイントラネットにおいて以下の文書等を意匠審査部全体に周知している。 ・令和2年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書 <u>特に、ユーザー評価調査の結果を受けて、今後取り組むべき点（判断の均質性及び拒絶理由通知書の記載）について周知している。</u> <職員向けの研修の実施状況> 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。 <u>2020年度実績</u> <table border="0"> <tr> <td>・審査官補コース研修（対象となる新人全員受講）</td><td><u>2020年5月7日 5名受講</u></td></tr> <tr> <td>・品質管理官向け説明会</td><td><u>2020年6月15・16日 8名受講</u></td></tr> <tr> <td>・審査官コース研修（審査官補対象）</td><td><u>2020年10月8日 5名受講</u></td></tr> <tr> <td>・<u>審査系マネジメント能力研修</u></td><td><u>2020年11月13日 2名受講</u></td></tr> <tr> <td>・応用能力研修2</td><td><u>2020年11月20日 3名受講</u></td></tr> <tr> <td>・品質管理研修（異動者対象）</td><td><u>2020年5月7日 1名受講</u></td></tr> </table>	・審査官補コース研修（対象となる新人全員受講）	<u>2020年5月7日 5名受講</u>	・品質管理官向け説明会	<u>2020年6月15・16日 8名受講</u>	・審査官コース研修（審査官補対象）	<u>2020年10月8日 5名受講</u>	・ <u>審査系マネジメント能力研修</u>	<u>2020年11月13日 2名受講</u>	・応用能力研修2	<u>2020年11月20日 3名受講</u>	・品質管理研修（異動者対象）	<u>2020年5月7日 1名受講</u>
・審査官補コース研修（対象となる新人全員受講）	<u>2020年5月7日 5名受講</u>												
・品質管理官向け説明会	<u>2020年6月15・16日 8名受講</u>												
・審査官コース研修（審査官補対象）	<u>2020年10月8日 5名受講</u>												
・ <u>審査系マネジメント能力研修</u>	<u>2020年11月13日 2名受講</u>												
・応用能力研修2	<u>2020年11月20日 3名受講</u>												
・品質管理研修（異動者対象）	<u>2020年5月7日 1名受講</u>												

実績又は現況	(④の改善状況) < 意匠審査部門の組織体制・人員配置 > ・ <u>意匠審査官を新たに 2 名採用した。</u>
	(⑤の改善状況) < 品質管理体制 > ・ <u>品質監査を行う分析官の人員は、国内の出願の監査を担当する者を 3 名（管理職経験者）、ハーグ出願の監査を担当する者を 2 名とし、画像出願の監査（試行）を担当する者を 1 名追加して構成している。</u>

評価項目名	II. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	（2）継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	（⑥の改善状況 – 審査に関するもの –） ＜審査官と決裁者間の協議（案件協議）＞ <u>2020 年度：31 件（2020 年 12 月末時点）</u> （2019 年度実績 42 件） ＜ハーグ出願に関するもの（全件案件協議）＞ <u>2020 年度:2283 件（2020 年 12 月末時点）</u> （2019 年度実績 2049 件） ＜ハーグ出願への対応＞ ・起案書の形式的な瑕疵が起こらないように、ハーグ出願の起案文書に対しては決裁者と形式的事項の確認部署において全件のチェックを行っている。 ・ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を用いて、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。 ・ハーグ出願に対する拒絶通報等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーション（以下、ハーグアーカイブ）を作成し、審査室で利用している。これにより起案情報を日本意匠分類や通知の種別、起案の文言（日本語及び英語）によって検索可能としている。
	＜専門知識（意匠動向・ビジネス動向）の把握、知識の共有＞ ・審査官は、審査担当物品関連の展示会、学会、シンポジウム、セミナー等を訪問し（ <u>実績件数：6 件 10 名、オンライン展示会を含む。2020 年 12 月末時点</u> ）、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めた。 ・2002 年度から意匠出願動向調査を継続して行っており、 <u>2020 年度は全ての意匠分野を対象とした意匠出願動向調査を行っている。</u>
	＜面接・電話対応＞ <u>2020 年度実績（2020 年 12 月末時点）</u> ①面接審査（②、③を除く） <u>13 件</u> （2019 年度合計実績：230 件） ②出張面接審査 <u>0 件</u> （2019 年度合計実績：86 件） ③オンライン面接審査 <u>71 件</u> （2019 年度合計実績：1 件） ④応対記録（電話対応等） <u>1537 件</u> （2019 年度合計実績：2436 件）
	2020 年度「特許庁が達成すべき目標」 ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70%以上」とする。 <u>（2020 年度に実施したユーザー評価調査は 72.7%）</u>
	・巡回特許庁や各種セミナー等の機会などで、積極的に出張面接やテレビ面接の利用を促した。

実績又は現況	< 審査関連文書の整備・改訂 > <u>意匠審査基準については、令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のため、</u> <u>1. 建築物の意匠の保護対象化</u> <u>2. 内装の意匠の保護対象化</u> <u>3. 画像意匠の保護対象化</u> <u>4. 関連意匠制度の拡充</u> <u>5. 創作非容易性水準の明確化</u> <u>6. 物品区分の扱いの見直し</u> <u>7. 組物の意匠の保護対象等の拡充</u> <u>を中心に以下項目について改訂を行い2020年3月に公開した。</u> <u>また、英語の概要資料を同年4月に公開した。英訳版は2021年の春公開予定。</u> <u>第Ⅰ部 「審査総論」</u> <u>第Ⅱ部 「意匠の認定・意匠ごとの出願」</u> <u>第Ⅲ部 「意匠登録の要件」</u> <u>第Ⅳ部 「個別の意匠登録出願」</u> <u>第Ⅴ部 「関連意匠」</u> <u>第Ⅶ部 「パリ条約による優先権」</u> <u>・ 庁内向けの改訂意匠審査基準説明会を実施し、審査官に対して意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知を行った。また、e-ラーニング等の学習コンテンツの提供を行った。</u> <u>・ 建築物、内装意匠及び画像意匠における保護拡充された分野のデザインに関する基礎知識の習得のための研修・勉強会等を実施した。</u> <u>・ 意匠法改正及び意匠審査基準改訂に対応した起案チェックシートを作成した。</u> < 能力向上のための研修の実施 > <u>・ コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES） 2021年1月11日-14日 オンライン開催への参加者7名</u> <u>・ ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2020年度は11月から12月にかけて、5名の審査官が研修を受講。</u> < 分類関連 > <u>・ 改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、<u>日本意匠分類（令和2年4月1日施行版）を公表。</u></u>
--------	--

実績又は現況	<意匠法改正に対応したシステム改修> 改正意匠法施行（2020年4月1日）後も意匠審査を適切に実施できるよう、意匠審査システムの改修を行った。（関連意匠制度が拡充されることから、基礎意匠の出願日基準日から10年以内の出願であれば関連意匠として登録査定を起案可能とする対応等）。引き続き2021年4月施行の改正項目（複数意匠を一括で出願できるようにする対応、手続の救済規定に関する対応等）に対応した意匠審査システムの改修を行っている。
	<意匠法改正に対応した資料施策> 意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行った。 特に、建築物、内装意匠については、過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う他、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、新たに建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行った。 画像意匠については既に2013年度から資料収集を行っているが、今年度より投影画像やクラウド上に表示される画像の追加収集を開始した。これらの資料は、2020年3月末までにサーチシステムへの蓄積作業を行った。
	<国際的取組> ・意匠五庁（ID5）の協力枠組における品質管理に関する協力プロジェクトを通じ、各庁の取組の情報収集を進めるとともに、我が国特許庁の品質管理の取組について発信し、比較研究を行っている。 ・外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 中国（11月末実施）
	((⑦の改善状況) <ハグ出願の品質監査> 2017年度からハグ出願の品質監査の試行を行っていたが、2019年度より本格実施を開始した。2020年度は2019年度より分析官数を1名減員して実施を継続している。 ・年間の品質監査の件数は2020年10月末までに12件を実施、年度内に20件の監査を予定。（2019年度実績：32件）

実績又は現況	<ユーザー評価調査> 2020年度においても、ユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 2020年度のアンケート送付件数は、<u>国内企業299社、外国企業50社（2019年度：国内企業296社、外国企業53社）。</u> 2020年9月に特許庁ウェブサイトにて「令和2年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有。 ・<u>2020年度アンケート回収率：82.8%（2019年度実績：89.7%）。</u> ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・<u>回答者の負担軽減のため、オンライン回答方式とし、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。たほか、意匠審査全般の質についての調査のみ実施した。また、特定の出願における意匠審査の質については、特許庁ウェブサイトにおいて、通年、意見を募集することとした。</u> ・個別項目『国際意匠登録出願』は、平成28年度以降評価が向上しており、今年度は昨年度と比較して下位評価が大幅に減少して、<u>上位評価が向上して57.1%となった（前年比7.9ポイント増）</u> <ユーザー等との意見交換> ・企業との意見交換 <u>2020年度実績：4件（2020年12月末時点）</u> （2019年度実績16件） ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 <u>2020年度実績：4回（2020年12月末時点）</u> （2019年度実績：7件） （⑧の改善状況） <ハグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組> ・<u>2020年度上期においては、拒絶の通報における英語記載の一部不備と引例閲覧先の付記の採否が課題として抽出された。</u>
--------	---

実績又は現況	<ユーザー評価調査についての課題> 2020年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果からは、以下の取組を行う必要があるという課題が抽出された。 <u>『判断の均質性』については、従前の取組に加え、令和2年4月1日に施行された改正意匠法が適用される出願についても審査運用ルール遵守徹底を図るべく、以下の取組を行う。</u> ・令和元年度、令和2年度の改訂意匠審査基準の遵守 ・改正意匠法に基づく新たな意匠（画像意匠、建築物意匠、内装意匠）の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施 <u>『拒絶理由通知等の記載』については、更なる向上を目指して引き続き以下の取組を行う。</u> ・創作非容易性の判断における証拠の確実な提示や、類否判断の根拠を分かりやすく記載すべきことの審査官への周知 ・拒絶理由通知の決裁及び品質監査における重点確認の実施 <u>また、『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に十分留意しつつ、従前と遜色ないコミュニケーションを図ることができるよう、以下の取組を行う。</u> ・テレビ面接等の手段の活用による、出願人の求めに応じた面接審査の原則全件実施
--------	--

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	(国内への情報発信、協力関係) A) 会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をする。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表している。 B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 ・各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部（各審査部の部長等）や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている。 <u>2020年度実績：4件（2020年12月末時点）</u> (2019年度実績16件) ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を、2019年度も継続して行っている。 <u>2020年度実績：4回（2020年12月末時点）</u> (2019年度実績：7件) (国外への情報発信、協力関係) C) 外国特許庁からの情報収集 ・意匠五庁（ID5）の協力枠組における品質管理に関する協力プロジェクトを通じ、各庁の取組の情報収集を進めるとともに、我が国特許庁の品質管理の取組について発信し、比較研究を行っている。 D) 外国特許庁との意見交換 ・<u>外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。</u> <u>中国（11月末実施）</u> ・<u>新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修を実施し、我が国特許庁の意匠審査実務やハーグ協定加入の経験を共有する取組を行った。（意匠総合コース(9月)）</u> E) 外国への情報発信 ・<u>APEC 知的財産専門家会合（IPEG(10月)）、国際商標協会（INTA）総会の JPO ブース（11月）、日中意匠制度シンポジウム（11月末）において、直近の意匠制度及び意匠審査基準改正に基づく審査実務の見直しについて情報発信を行った。</u> F) 我が国の審査結果の発信 ・外国特許庁における意匠審査の効率化及び質的向上を支援すべく、ベトナム国家知的財産庁に対して我が国の審査結果を提供している。